

京都府公共事業事前評価実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、府が実施する公共事業のうち新たに事業費の予算化の要望を行おうとする事業等について事前に評価を行うことにより、公共事業の効率性及び実施過程の透明性の一層の向上を図ることを目的とする。

(事前評価の対象事業)

第2条 事前評価の対象事業は、府が実施する文化環境部、農林水産部又は建設交通部に係る公共事業(維持管理に係る事業を除く。)のうち次に掲げる事業とする。

- (1) 新たに事業費の予算化の要望を行う全体事業費が10億円以上のもの
- (2) 事業費が予算化されているが、計画変更等により新たに全体事業費が10億円以上となるもの

2 前項の規定にかかわらず、府民生活、地域経済への影響等により事前評価の必要があると認められる事業については、随時、事前評価を実施するものとする。

(事前評価の方法)

第3条 事前評価は、次に掲げる事項を検証することにより実施する。

- (1) 事業の目的
- (2) 事業を巡る社会経済情勢等(事業の必要性)
- (3) 費用対効果分析(事業の有効性)
- (4) コスト縮減や代替案立案等の可能性等(事業の効率性)
- (5) 良好な環境の形成及び保全

(委員会)

第4条 知事は、事前評価に当たって学識経験者等の第三者から構成される委員会(以下「委員会」という。)の委員の意見を聴くものとする。

(対応方針の決定)

第5条 知事は、委員の意見を尊重し、事業の予算化の要望等の是非を決定する。

(結果の公表)

第6条 事前評価の内容等は、これを公表する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、事前評価の実施に関し必要な事項は別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成16年7月1日から施行する。
- 2 京都府農林水産部公共事業事前評価実施要綱、京都府土木建築部公共事業事前評価実施要綱及び京都府公共事業事前評価審査委員会設置要綱は、廃止する。

附 則

この要綱は、平成20年6月4日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年12月13日から施行する。

京都府公共事業再評価実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、府が実施する公共事業のうち長期間を経過した事業について再評価を行い、必要に応じ事業の見直し等を行うことにより、公共事業の効率性及び実施過程の透明性の一層の向上を図ることを目的とする。

(再評価の対象事業)

第2条 再評価の対象事業は、府が実施する文化環境部、農林水産部又は建設交通部所管に係る公共事業（維持管理に係る事業を除く。）のうち次に掲げる事業とする。

- (1) 事業費が予算化されているが、調査等のため5年間を経過した後も未着手であるもの
- (2) 事業費が予算化され、継続中の事業で10年間を経過したもの
- (3) 再評価の実施後5年間（下水道事業にあつては10年間）を経過したもの
- (4) 国の評価実施要領等で別の定めがあるもの

2 前項の規定にかかわらず、進ちよく状況等により再評価の必要があると認められる事業については、随時、再評価を実施するものとする。

(再評価の方法)

第3条 再評価は、次に掲げる事項を検証することにより実施する。

- (1) 事業の進ちよく状況
- (2) 事業を巡る社会経済情勢等の変化
- (3) 事業の投資効果及びその要因の変化
- (4) 事業の進ちよくの見込み
- (5) コスト縮減や代替案立案等の可能性等
- (6) 良好な環境の形成及び保全

(委員会)

第4条 知事は、再評価に当たって学識経験者等の第三者から構成される委員会（以下「委員会」という。）の委員の意見を聴くものとする。

(対応方針の決定)

第5条 知事は、委員の意見を尊重し、事業の継続又は中止の対応方針を決定する。

(結果の公表)

第6条 再評価の内容等は、これを公表する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、再評価の実施に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成10年12月3日から施行する。

附 則

この要綱は、平成13年10月10日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年5月20日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年10月11日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年6月4日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年12月13日から施行する。

京都府公共事業事後評価試行要綱

(目的)

第1条 この要綱は、府が実施する公共事業のうち完了したものについて事後評価を行い、事業効果、良好な環境の形成等について確認を行い、必要に応じて適切な改善を検討するとともに、評価結果を同種事業の計画、調査等に反映することにより、公共事業の効率性及び実施過程の透明性の一層の向上を図ることを目的とする。

(事後評価の試行対象事業)

第2条 事後評価の試行対象事業は、府が実施する文化環境部、農林水産部又は建設交通部所管に係る公共事業（維持管理に係るものを除く。）で、事業完了後おおむね5年以内のものから選定するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、社会経済情勢の変化等により事後評価の必要があると認められる事業については、随時、事後評価を実施するものとする。

(事後評価の方法)

第3条 事後評価は、次に掲げる事項を検証することにより実施する。

- (1) 事業の効果
- (2) 事業により整備された施設の管理状況
- (3) 事業を巡る社会経済情勢等の変化
- (4) 良好な環境の形成・保全・変化
- (5) 改善措置の必要性
- (6) 今後の課題等

(委員会)

第4条 事後評価の試行に当たって、客観性及び透明性を確保するため、京都府公共事業評価に係る第三者委員会の委員の意見を聴くものとする。

(結果の公表)

第5条 事後評価の内容等は、これを公表する。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、事後評価の実施に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成15年1月22日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年6月4日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年12月13日から施行する。

京都府公共事業評価に係る第三者委員会要綱

(趣旨)

第1条 公共事業の事前評価、再評価及び事後評価（以下「事業評価」という。）に関し、学識経験者等から意見を聴くため京都府公共事業評価に係る第三者委員会（以下「委員会」という。）を開催する。

(意見聴取事項)

第2条 委員会では、次に掲げる事項について意見を聴取するものとする。

- (1) 京都府が実施する事業評価に関する事項
- (2) 前号に掲げる事項のほか、公共事業の効率性及び透明性に関し知事が特に必要と認める事項

(委員)

第3条 委員会の委員は、学識経験を有する者、公募により知事が決定した府民その他適当と認められる者7人以内とする。

(委員長)

第4条 委員会には委員長を置く。

2 委員長は、委員会の進行を行う。

(公開)

第5条 委員会は公開を原則とする。ただし、知事が必要と認めた場合は、非公開とすることができる。

(外郭団体、市町村事業等)

第6条 京都府の外郭団体、京都府内の市町村（京都市を除く。）等（以下「外郭団体等」という。）が実施する事業評価について、知事に依頼があり、委員会で意見聴取することが適当であると判断される場合は、委員会で意見聴取することができる。この場合において、第2条第1号中「京都府」とあるのは「外郭団体等」と読み替えるものとする。

(雑則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、知事が定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成16年5月20日から施行する。
- 2 京都府公共事業再評価審査委員会設置要綱は、廃止する。

附 則

この要綱は、平成20年6月4日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年12月13日から施行する。